

香川労働局では、雇用環境・均等室に

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和3年12月1日（水）～令和4年3月31日（木）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口にご相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるんだろう。パワハラも対策に含めた方がよいのだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

職場において行われる、職務上の地位や人間関係などの優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるものをいいます。

※____の3つの要素全てを満たすものをいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

働く人 企業の担当者

企業の担当者

- ◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。
- ◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？
- ◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください！

都道府県労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメント、職場でのパワーハラスメント、就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）、新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・嫌がらせ等についてご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

香川労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 9時30分～16時00分(土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

ご来局される場合は、できれば事前にご連絡ください。

香川労働局雇用環境・均等室

電話番号 087-811-8924

所在地 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階

- ※ プライバシーは守られます。
- ※ 匿名で相談することも可能です。
- ※ 相談はすべて無料です。

香川労働局ではハラスメント対応相談窓口のほかに、パートタイム・有期雇用労働法による「同一労働同一賃金」について特別相談窓口を設けております。

(受付時間・問い合わせ先はハラスメント対応特別相談窓口と同じです)



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「パゆうちゃん」